



県 章

三重県公報

平成18年8月29日(火)

第 1808 号

毎週火・金曜日発行

目 次

病院事業庁管理規程

管理規程で定める様式における敬称の取扱いに関する管理規程..... (病 院 事 業 庁) 1

告 示

あらたに土地を生じたことを確認した旨の届出..... (市 町 行 財 政 室) 1

字の区域を設定し、及び変更する旨の届出..... (同) 2

病院事業庁訓令

三重県病院事業庁電子署名の実施に関する訓令..... (病 院 事 業 庁) 2

三重県病院事業庁公文書管理規程の一部を改正する訓令..... (同) 3

公 告

平成18年度地籍調査事業計画を定めた旨..... (土 地 ・ 資 源 室) 4

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧..... (N P O 室) 4

土地改良区の定款変更の認可..... (農 地 調 整 室) 4

同伴..... (同) 5

同伴..... (同) 5

一般競争入札を行う旨..... (企 業 庁) 5

同伴..... (同) 6

特定調達公告

随意契約の相手方を決定した旨..... (税 務 政 策 室) 8

病院事業庁管理規程

管理規程で定める様式における敬称の取扱いに関する管理規程をここに公布します。

平成十八年八月二十九日

三重県病院事業庁長 浦 井 繁 政

三重県病院事業庁管理規程第十三号

管理規程で定める様式における敬称の取扱いに関する管理規程

第一条 三重県病院事業庁管理規程の様式の規定の適用については、これらの規定中既に掲げる文書の名おと人の敬称の部分に「様」とあるのは、「あて」と読み替えるものとする。

第二条 法令に特別の定めのあるものその他病院事業庁長が「あて」と読み替えることが適当でないと思ふものについては、前条の規定は適用しない。

附 則

- 1 この管理規程は、平成十八年九月一日から施行する。
- 2 この管理規程の施行の際現に三重県病院事業庁管理規程の規定に基づき作成されている用紙は、この管理規程の規定にかかわらず、当分の間、使用する事ができる。

告 示

三重県告示第594号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、南伊勢町の区域内において、次のとおり

あらたに土地を生じたことを平成18年6月16日確認した旨、南伊勢町長から届出がありました。

平成18年8月29日

三重県知事 野呂昭彦

- 1 度会郡南伊勢町小方竈字浜173、174、175の1、175の2、176、177、178、179、180、181の1、181の2、181の5、181の6、181の7、181の8、182の1、182の3の地先公有水面埋立地7,879.06平方メートル
- 2 度会郡南伊勢町方座浦字浜53の1、142の1、字中町59の4、字船倉143の1、字宮町110の1、字磯田117、119、127の9の地先公有水面埋立地7,246.49平方メートル
- 3 度会郡南伊勢町方座浦字塚間山130の11、130の12、130の16、130の17の地先公有水面埋立地3,581.71平方メートル
- 4 度会郡南伊勢町小方竈字栢ノ木261の14、261の36、261の37、261の39、261の40、261の41、261の42、261の92、261の94、261の95、261の96の地先公有水面埋立地8,260.13平方メートル

三重県告示第595号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、南伊勢町の区域内において、次のとおり字の区域を設定し、及び変更する旨、南伊勢町長から届出がありました。

平成18年8月29日

三重県知事 野呂昭彦

- 1 度会郡南伊勢町小方竈字新浜とする区域
度会郡南伊勢町小方竈字浜173、174、175の1、175の2、176、177、178、179、180、181の1、181の2、181の5、181の6、181の7、181の8、182の1、182の3の地先公有水面埋立地7,879.06平方メートル
- 2 度会郡南伊勢町方座浦字港とする区域
度会郡南伊勢町方座浦字浜53の1、142の1、字中町59の4、字船倉143の1、字宮町110の1、字磯田117、119、127の9の地先公有水面埋立地7,246.49平方メートル
- 3 度会郡南伊勢町方座浦字塚間山に編入する区域
度会郡南伊勢町方座浦字塚間山130の11、130の12、130の16、130の17の地先公有水面埋立地3,581.71平方メートル
- 4 度会郡南伊勢町小方竈字栢ノ木に編入する区域
度会郡南伊勢町小方竈字栢ノ木261の14、261の36、261の37、261の39、261の40、261の41、261の42、261の92、261の94、261の95、261の96の地先公有水面埋立地8,260.13平方メートル

病院事業庁訓令

三重県病院事業庁訓令第3号

庁中一般

三重県病院事業庁電子署名の実施に関する訓令を次のように定めます。

平成18年8月29日

三重県病院事業庁長 浦中素史

三重県病院事業庁電子署名の実施に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、電子署名の実施に関する基本的な事項を定めるとともに、鍵情報等の管理及び使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (2) 室 三重県病院事業庁組織規程（平成11年三重県病院事業庁管理規程第1号。以下「組織規程」という。）第3条の規定により設置される県立病院経営室（組織規程第7条第1項に規定する政策企画特命監、経営支援特命監、医務特命監及び看護特命監を含む。）をいう。
- (3) 地方公共団体組織認証基盤 地方公共団体が住民、企業、国又は他の地方公共団体との間で交換する電磁

的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式（以下「電磁的方式」という。）で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により作成される文書（以下「電子文書」という。）が真正なものであることを認証するための基盤をいう。

- (4) 鍵情報等 地方公共団体組織認証基盤における認証局（以下「認証局」という。）によって発行された電子署名を実施するために用いる符号及びこれを格納したカード（電磁的方式による記録に係る記録媒体をいう。）をいう。

（電子署名の種類）

第 3 条 電子署名は、病院事業庁長署名とする。

（鍵情報等管理者）

第 4 条 電子署名を実施するために使用する鍵情報等を管理するため、鍵情報等管理者を置き、県立病院経営室長（以下「室長」という。）をもって充てる。

- 2 鍵情報等管理者は、鍵情報等を慎重に取り扱い、破損、紛失、盗難、不正使用等事故のないように適切な措置を講じて、厳重に保管し、及び管理しなければならない。
- 3 鍵情報等管理者は、PIN（電子署名を付与する際に必要な暗証符号をいう。）を鍵情報等とは別に管理するものとし、次条第 1 項に規定する鍵情報等行使者以外に知られることのないように厳重に管理しなければならない。
- 4 鍵情報等管理者は、鍵情報等が適正に使用されるように、次条第 1 項に規定する鍵情報等行使者を監督しなければならない。
- 5 鍵情報等管理者に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ指定した者がその職務を代行するものとする。

（鍵情報等行使者）

第 5 条 電子署名の実施に関する事務を処理するため、室に鍵情報等行使者を置く。

- 2 鍵情報等行使者は、室の文書主任（三重県病院事業庁公文書管理規程（平成18年三重県病院事業庁訓令第 2 号）第 6 条第 1 項の文書主任をいう。）をもって充てる。
- 3 鍵情報等行使者が不在のときは、鍵情報等管理者があらかじめ指名した職員がその職務を行うものとする。

（電子署名の実施）

第 6 条 電子文書に電子署名を実施しようとするときは、鍵情報等行使者が使用する電子計算機の画面上に当該電子文書を表示し、原議その他証拠書類を添えて鍵情報等行使者の審査を受けなければならない。

- 2 鍵情報等行使者は、前項の審査に当たっては、次の事項を確認しなければならない。
 - (1) 決裁が有効になされていること。
 - (2) 校合がなされていること。
- 3 鍵情報等行使者は、電子署名の実施を適当と認めるときは、電子署名を実施するとともに、当該電子署名に係る原議書に三重県病院事業庁公印規程（平成11年三重県病院事業庁管理規程第 4 号）第 8 条第 2 項に定める認印を押印しなければならない。
- 4 鍵情報等を使用しようとするときは、勤務時間内に行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない理由によりあらかじめ室長の承認を受けたときは、この限りでない。
- 5 室長は、前項ただし書の規程による承認をするときは、電子署名の実施について必要な指示をしなければならない。

（鍵情報等管理台帳）

第 7 条 室長は、別に定めるところにより、鍵情報等管理台帳を備え、所要事項を記載し、常に整理しておかななければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

三重県病院事業庁訓令第 4 号

庁 中 一 般

三重県病院事業庁公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成18年 8 月29日

三重県病院事業庁長 浦 中 素 史

三重県病院事業庁公文書管理規程の一部を改正する訓令

三重県病院事業庁公文書管理規程（平成18年三重県病院事業庁訓令第2号）の一部を次のように改正する。
第2条に次の1号を加える。

(2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

第23条の次に次の1条を加える。

（電子署名）

第23条の2 電子文書に電子署名を実施する場合には、三重県病院事業庁電子署名の実施に関する訓令（平成18年三重県病院事業庁訓令第3号）に定めるところによる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、次のとおり平成18年度地籍調査事業計画を定めました。

平成18年8月29日

三重県知事 野 呂 昭 彦

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
鈴鹿市	白子	公示の日から 平成19年3月30日まで
志摩市	浜島	
東員町	鳥取2工区、稲部工区	
多気町	色太3	
度会町	大久保中出	

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部NPO室及び各県民センターに備え置いて、平成18年10月18日まで縦覧に供します。

平成18年8月29日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 申請のあった年月日

平成18年8月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

NPOレインボークラブ

(2) 代表者の氏名

伊藤 恵悟

(3) 主たる事務所の所在地

桑名市大字下深谷部345番地24

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、まちづくりの推進に関する事業を行い、もって、安全で安心のできるまちづくりに寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、其村土地改良区（津市一志町田尻593番地2）の定款の変更を認可しました。

平成18年8月29日

三重県知事 野 呂 昭 彦

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、高野井土地改良区（津市一志町田尻593番地 2）の定款の変更を認可しました。

平成18年 8 月29日

三重県知事 野 呂 昭 彦

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、芸濃北部土地改良区（津市芸濃町椋本4376番地 3）の定款の変更を認可しました。

平成18年 8 月29日

三重県知事 野 呂 昭 彦

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県企業庁会計規程（昭和51年三重県企業庁管理規程第 1 号）第 196条の規定により公告します。

平成18年 8 月29日

三重県企業庁長 井 藤 久 志

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

- ア 普通乗用自動車（2000ccクラス、4WD）1台
- イ 小型乗用自動車（1500ccクラス、4WD）1台
- ウ 小型貨物自動車（1500ccクラス、2WD）1台

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、三重県企業庁長が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

- ア (1)ア 平成18年10月26日（木）
- イ (1)イ 平成18年11月24日（金）
- ウ (1)ウ 平成18年12月25日（月）

(4) 納入場所

- ア (1)ア 三重県企業庁経営管理室
- イ (1)イ 三重県企業庁三瀬谷発電管理事務所
- ウ (1)ウ 三重県企業庁北勢水道事務所

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県企業庁会計規程（以下「規程」といいます。）第197条の規定に基づき、入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成18年 9 月11日（月）午後 5 時までに 4 の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 過去 2 年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し
- (3) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県企業庁経営管理室経理グループ 担当 村上、奥田

電話 059-224-2829

(2) 入札説明書（仕様書）の配布方法

(1)の場所で、平成18年8月29日（火）から同年9月11日（月）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）の午前8時30分から午後5時まで配布します。

(3) 入札書提出の日時及び場所

ア 日時

(ア) 1(1)ア 平成18年9月15日（金）午前10時

(イ) 1(1)イ 平成18年9月15日（金）午前10時15分

(ウ) 1(1)ウ 平成18年9月15日（金）午前10時30分

イ 場所 三重県津市栄町1丁目891

三重県勤労者福祉会館 4階 大会議室

(4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (3)に同じです。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規程第207条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規程第212条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県企業庁長が判断した入札者であって、規程第203条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規程第209条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県企業庁会計規程（昭和51年三重県企業庁管理規程第1号）第196条の規定により公告します。

平成18年8月29日

三重県企業庁長 井 藤 久 志

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び予定数量

ポリ塩化アルミニウム 794 t

次亜塩素酸ナトリウム 509 t

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、三重県企業庁長が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期間

平成18年10月1日から平成19年3月31日まで

(4) 納入場所

三重県企業庁播磨浄水場、水沢浄水場、大里浄水場、高野浄水場、多気浄水場、磯部浄水場及び多度浄水場

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県企業庁会計規程（以下「規程」といいます。）第197条の規定に基づき、入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成18年9月12日（火）午後5時までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明書）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (3) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にとっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県企業庁経営管理室経理グループ 担当 村上、奥田
電話 059-224-2829

(2) 入札説明書（仕様書）の配布方法

(1)の場所で、平成18年8月29日（火）から同年9月12日（火）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）の午前8時30分から午後5時まで配布します。

(3) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成18年9月15日（金）午後2時
場所 三重県津市栄町1丁目891
三重県勤労者福祉会館 4階 大会議室

(4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。
場所 (3)に同じです。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、1kg当たりの単価（小数点以下第1位まで）を記載することとします。
また、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって契約金額としますの

で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格（1kg当たりの単価）に予定数量を乗じた金額の100分の5以上の額とします。ただし、規程第207条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額（1kg当たりの単価）に予定数量を乗じた金額の100分の10以上の額とします。ただし、規程第212条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県企業庁長が判断した入札者であって、規程第203条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規程第209条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成18年8月29日

三重県知事 野呂昭彦

1 特定役務の名称	コンビニ収納の機能追加に伴う三重県総合税システム修正業務委託
2 担当部局	三重県津市栄町1丁目891番地 吉田山会館2階 三重県総務部税務政策室電算グループ
3 契約の相手方を決定した日	平成18年8月11日
4 契約の相手方	三重県津市羽所町375番地 富士通株式会社三重支店 支店長 相良 長典
5 契約金額	35,334,075円（うち消費税及び地方消費税1,682,575円）
6 決定手続	随意契約
7 随意契約の理由	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号に該当

毎週火、金曜日発行
購読料（送料並びに消費税及び地方税含む。）
1箇月 3,000円
1箇年 36,000円
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。
<http://www.pref.mie.jp/>

平成18年8月29日発行
津市広明町13番地
三重県
印刷・販売株式会社伊勢出版
〒514-0815 津市藤方亀の越977
TEL 059-225-8212(代) FAX 059-225-9431